

一般取引資料せんの提出について
(FAQ)

令和7年6月
福岡国税局

《一般取引資料せんの提出について》

- 問 1. この資料せんは、何のために提出するのですか。また、法的根拠はあるのでしょうか。
- 問 2. 初めて依頼文書が送られてきたのですが、なぜですか。
- 問 3. 税務署からの情報提供依頼（資料収集）に対し、個人データを提供することは、個人情報目的外利用にあたるため、本人の同意がなければできないのではないのでしょうか。

《作成方法等》

- 問 4. 古い住所で依頼文書がきていますが、どうすればよいですか。
- 問 5. 「一般収集資料せん合計表」を紛失したのですが、どうすればよいですか。
- 問 6. どの取引について作成すればよいですか。
- 問 7. 費用の作成範囲の「期間中の取引金額が 10 万(5 万)円以上」とは、どういう意味ですか。
- 問 8. 提出件数が多くなりますが、どうしたらよいですか。
- 問 9. 接待交際費には、取引先への冠婚葬祭費用も含まれますか。
- 問 10. 接待交際費(飲食代)をクレジットカードで支払った場合、どのように作成すればよいですか。
- 問 11. 取引先の住所が分からない場合は、どうすればよいですか。
- 問 12. 取引先の住所や社名等が変更になった場合は、どうすればよいですか。
- 問 13. 取引先の銀行が合併等で名称変更をした場合、どちらの名称で作成すればよいですか。
- 問 14. 「取引」と「決済」はどのように使い分けるのですか。
- 問 15. 同一取引の中に支払方法が複数ある場合は、どのように作成すればよいですか。
- 問 16. 振込手数料は、取引金額に含めますか。
- 問 17. 消費税は、取引金額に含めますか。
- 問 18. 該当する取引がない場合は、どうすればよいですか。
- 問 19. 「一般収集資料せん合計表」の「提出枚数」欄は、どのように書けばよいですか。
- 問 20. 福岡国税局ホームページに掲載の「一般取引資料せん提出用フォーム」の Excel のシートは、「取引区分」ごとに作成するのでしょうか。
- 問 21. 「一般取引資料せん」を書面で提出したいのですが、全ての取引を同じ用紙に記載してもよいのでしょうか。
- 問 22. 福岡国税局ホームページに掲載の「書面提出用フォーム(印刷用)」の左下に「局署番号」「整理番号」を記載することになっていますが、どこの番

号を記載するのでしょうか。

《提出方法等》

- 問 23. 福岡資料センター宛の返信用封筒が同封されていますが、所轄税務署の窓口へ提出することはできますか。
- 問 24. 直接福岡資料センターの窓口へ提出することはできますか。
- 問 25. この資料せんは、e-Taxで提出できますか。
- 問 26. e-Taxを誤送信した場合、どうしたらいいですか。
- 問 27. この資料せんは、メールで提出できますか。
- 問 28. 光ディスク等で提出するには、どうすればよいですか。
- 問 29. 光ディスク等で提出できないのですが、どうすればよいですか。
- 問 30. 光ディスク等を、同封されていた返信用封筒で送っても大丈夫ですか。
- 問 31. 提出した光ディスク等は返却してもらえますか。
- 問 32. 光ディスク等に PDF ファイルや福岡国税局ホームページに掲載の「書面提出用フォーム(印刷用)」を格納し、提出してもよいですか。
- 問 33. 作成に時間がかかるので、一般取引資料せんの代わりに元帳のコピーを提出してもよいですか。

《光ディスク等で提出する場合の暗号化について》

- 問 34. 暗号化はしないといけないのですか。
- 問 35. 自己復号型暗号化方式とは何ですか。
- 問 36. 暗号化ソフトのインストールはどうすればよいですか。
- 問 37. 暗号化を行い提出した後のパスワードは、どのようにして確認するのですか。
- 問 38. 昨今の社会情勢から考えて、電話によりパスワードを聴取するのは問題があるのではないですか。
- 問 39. 暗号化できない場合は、どうすればよいのでしょうか。

《一般取引資料せんの提出について》

問1. この資料せんは、何のために提出するのですか。また、法的根拠はあるのでしょうか。

(答)

税務署では、「適正・公平な課税の実現」のため、幅広く情報の収集を行っており、その一環として提出を依頼しております。この度の依頼については、国税通則法第74条の12第1項の規定に基づく行政指導としてお願いしているものです。

お手数をおかけしますが、趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしく申し上げます。

問2. 初めて依頼文書が送られてきたのですが、なぜですか。

(答)

税務署では、「適正・公平な課税の実現」のため、幅広く情報の収集を行っており、毎年、様々な業種の方へ提出をお願いしております。皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

問3. 税務署からの情報提供依頼（資料収集）に対し、個人データを提供することは、個人情報の目的外利用にあたるため、本人の同意がなければできないのではないのでしょうか。

(答)

税務職員が行う情報提供依頼（資料収集）は、適正・公平な課税の実現を図るという行政目的を達成する必要から実施するものですので、個人情報保護法第18条「利用目的による制限」及び同法第27条「第三者提供の制限」の例外を定めた同法第18条第3項第四号及び第27条第1項第四号の「国等に協力する必要がある場合」に該当し、本人の同意の必要はありません。

《作成方法等》

問4. 古い住所で依頼文書がきていますが、どうすればよいですか。

(答)

申し訳ありません。お手数ですが、現在の住所に変更して、作成をお願いします。

問5. 「一般収集資料せん合計表」を紛失したのですが、どうすればよいですか。

(答)

適宜の用紙に「一般収集資料せん合計表」と記載していただき、貴社(あなた)の所轄税務署、所在地(住所)、会社名(氏名)、電話番号と作成された方(復号用パスワードを回答できる方)のお名前を記載の上、資料せんと共に提出をお願いします。

問6. どの取引について作成すればよいですか。

(答)

依頼文書の「取引区分」欄の、*印がついているものについて、作成をお願いします。

問7. 費用の作成範囲の「期間中の取引金額が10万(5万)円以上」とは、どういう意味ですか。

(答)

令和7年1月から令和7年6月までの間に各取引先への支払金額が合計10万(5万)円以上であれば、その取引先への支払内容について作成をお願いします。

例えば、対象期間内に、A社に20万円支払い、B社に3万円支払った場合は、A社との取引のみ作成をお願いします。

問8. 提出件数が多くなりますが、どうしたらよいですか。

(答)

可能な限り、全ての取引について提出をお願いします。

問9. 接待交際費には、取引先への冠婚葬祭費用も含まれますか。

(答)

接待交際費については、バー、キャバレー、料理店等への支払のみ作成をお願いしておりますので、それ以外の支払については、作成不要です。

問10. 接待交際費(飲食代)をクレジットカードで支払った場合、どのように作成すればよいですか。

(答)

飲食された日付が分かれば、その日を取引年月日として作成してください。クレジットカードの決済日(口座引落日)での作成であれば、資料せんの「品名等」欄に「クレジット払い」と表示してください。

問 11. 取引先の住所が分からない場合は、どうすればよいですか。

(答)

取引先からの請求書や領収書でも分からなければ、〇〇市や〇〇町だけで構いませんので、分かる範囲で作成をお願いします。

その際には、電話番号や屋号など、分かることは全て記載をお願いします。

問 12. 取引先の住所や社名等が変更になった場合は、どうすればよいですか。

(答)

現在の住所や社名等で作成をお願いします。

問 13. 取引先の銀行が合併等で名称変更をした場合、どちらの名称で作成すればよいですか。

(答)

現在の名称で作成をお願いします。

問 14. 「取引」と「決済」はどのように使い分けるのですか。

(答)

請求書の日付・金額等で作成する場合は「取引」で、領収書の日付・金額等で作成する場合は「決済」で作成してください。

問 15. 同一取引の中に支払方法が複数ある場合は、どのように作成すればよいですか。

(答)

支払方法ごとに、1行使って頂き、各行の「決済方法」欄には、それぞれの支払方法に対応するコードで作成をお願いします。

例えば、30万円の取引で、10万円を現金、10万円を手形で支払い、残り10万円を相殺した場合は、3行使いそれぞれの「決済方法」欄には、同封しておりますチラシの決済コード番号「1・3・5」を記載してください。

問 16. 振込手数料は、取引金額に含めますか。

(答)

「金額」欄には、振込手数料を含めずに作成をお願いします。
なお、含んで作成する場合は、「品名等」欄に「振込手数料込み」と表示をお願いします。

問 17. 消費税は、取引金額に含めますか。

(答)

「金額」欄には、消費税を含めた金額で作成をお願いします。
なお、税抜きで作成される場合は、「備考」欄に「税抜き」と表示をお願いします。

問 18. 該当する取引がない場合は、どうすればよいですか。

(答)

同封しております「一般収集資料せん合計表」に所在地(住所)・名称(氏名)を記載の上、「備考」欄に「該当なし」と記載し、同封しております返信用封筒にて送付していただきますようお願いいたします。

問 19. 「一般収集資料せん合計表」の「提出枚数」欄は、どのように書けばよいですか。

(答)

一般取引資料せん提出用フォームに入力して提出する場合は、行数を記載してください(1行を1枚とカウントしてください。)
また、書面提出の場合は、対象項目について作成した枚数を記載してください。

問 20. 福岡国税局ホームページに掲載の「一般取引資料せん等提出用フォーム」の Excel のシートは、「取引区分」ごとに作成するのでしょうか。

(答)

「一般取引資料せん提出用フォーム」の Excel のシートは、取引先や取引区分が異なる場合でも、全て同じシートで作成してください。

問 21. 「一般取引資料せん」を書面で提出したいのですが、全ての取引を同じ用紙に記載してもよいでしょうか。

(答)

同じ取引先でも複数の取引があった場合、「収集項目」(売上・仕入・外注費等)ごとに1枚作成をお願いします。

なお、右上整理欄の「収集項目」欄に収集項目番号の記載もれがないようお願いいたします(例えば売上→01・仕入→02等。)

問 22. 福岡国税局ホームページに掲載の「書面提出用フォーム(印刷用)」の左下に「局署番号」「整理番号」を記載することになっていますが、どこの番号を記載するのでしょうか。

(答)

「一般収集資料せん合計表」の右上に記載されております「5桁－8桁」の番号の5桁が「局署番号」8桁が「整理番号」となりますので、それぞれの数字を記載してください。

《提出方法等》

問 23. 福岡資料センター宛の返信用封筒が同封されていますが、所轄税務署の窓口へ提出することはできますか。

(答)

原則として、返信用封筒による提出をお願いしております。

ただし、紛失や汚損により返信用封筒での提出が困難である場合は、所轄税務署の窓口へ提出をお願いします。

問 24. 直接福岡資料センターの窓口へ提出することはできますか。

(答)

福岡資料センターには受付窓口がないため、同封の返信用封筒による提出をお願いしております。ただし、紛失や汚損により返信用封筒での提出が困難である場合は、所轄税務署の窓口へ提出をお願いします。

問 25. この資料せんは、e-Tax で提出できますか。

(答)

一般取引資料せんについては、CSV形式データ又はイメージデータ(PDF形式)を用いてe-Taxで提出することが可能ですが、可能な限り、CSV形式データによる提出をお願いします。

なお、送信に当たっては一度にCSV形式とPDF形式の同時送信ができないことから、CSV形式での提出データを送信後、e-Tax ホームページにログインしていただき「お知らせ・受信通知」に格納された受信通知から、「一般収集資料せん合計表」をPDF形式で読み取っていただき、「一般収集資料せん合計表」の追加送信をお願いします。

おって、詳細につきましては、同封の「一般取引資料せんのe-Taxによる提出」というチラシに記載がございますのでご確認をお願いします。

また、e-Taxで提出される際は、同封の「提出先調査部門等番号のお知らせ」をご確認いただき、入力誤りにご注意くださいようお願いいたします。

問 26. e-Tax を誤送信した場合、どうしたらいいですか。

(答)

提出先調査部門等番号を誤って送信した場合は、正しい提出先調査部門等番号により再提出をお願いします。

なお、送信済みデータをご確認いただき、誤って送信した先の提出先調査部門等番号をお教えください。

問 27. この資料せんは、メールで提出できますか。

(答)

一般取引資料せんは、メールによる提出はできません。e-Tax又は光ディスク等での提出をお願いします。

問 28. 光ディスク等で提出するには、どうすればよいですか。

(答)

同封の「光ディスク等による資料の提出について」というチラシをご覧ください。

なお、光ディスク等で提出する際の入力フォーム(Excel)については、福岡国税局ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

問 29. 光ディスク等で提出できないのですが、どうすればよいですか。

(答)

福岡国税局ホームページ掲載の「書面提出用フォーム(印刷用)」に入力し、出力した上で同封の「一般収集資料せん合計表」と共に提出してください。

問 30. 光ディスク等を、同封されていた返信用封筒で送っても大丈夫ですか。

(答)

光ディスク等をケースに入れていただくか、厚紙などで保護していただき、「一般収集資料せん合計表」と共に返信用封筒で送付してください。

問 31. 提出した光ディスク等は返却してもらえますか。

(答)

申し訳ありません。提出された光ディスク等は返却しておりませんので、あらかじめご了承ください。

問 32. 光ディスク等に PDF ファイルや福岡国税局ホームページに掲載の「書面提出用フォーム(印刷用)」を格納し、提出してもよいですか。

(答)

申し訳ありません。PDF ファイルや、福岡国税局ホームページ掲載の「書面提出用フォーム(印刷用)」では処理ができません。光ディスク等で提出される場合は、必ず福岡国税局ホームページ掲載の「一般取引資料せん提出用フォーム」を使用してください。

問 33. 作成に時間がかかるので、一般取引資料せんの代わりに元帳のコピーを提出してもよいですか。

(答)

申し訳ありません。元帳のコピーでは処理ができませんので、福岡国税局ホームページに掲載の「一般取引資料せん提出用フォーム」を使用し、光ディスク等に Excel データを格納して提出してください。

《光ディスク等で提出する場合の暗号化について》

問 34. 暗号化はしないとイケないのですか。

(答)

情報セキュリティの観点から暗号化したデータを提出いただくようお願いしております。

問 35. 自己復号型暗号化方式とは何ですか。

(答)

ファイルの暗号化を行う際に、パスワードを設定し、そのファイルを受け取った者は、暗号化ソフトがなくても、パスワードを入力することにより、閲覧を可能とする(復号化)方式をいいます。

なお、暗号化するためには、暗号化ソフトが必要となります。

問 36. 暗号化ソフトのインストールはどうすればよいですか。

(答)

暗号化ソフトについては、市販されているものを購入して頂くか、インターネットよりソフトをダウンロードしていただくことになります。

問 37. 暗号化を行い提出した後のパスワードは、どのようにして確認するのですか。

(答)

光ディスク等を提出していただいた後、当局の担当者から電話によりパスワードをお伺いいたします。

なお、提出いただくデータに暗号化を行った場合は、復号用パスワードを回答できる方を合計表に記載の上、提出してください。

問 38. 昨今の社会情勢から考えて、電話によりパスワードを聴取するのは問題があるのではないですか。

(答)

当局の担当者が、電話によりパスワードをお伺いする場合は、必ず「一般取引資料せん」を、光ディスク等で提出頂いていることを確認した上で行います。

なお、当局の担当者がお伺いするのは、「一般取引資料せん」データの復号を行うためのパスワードのみであり、銀行口座やその他の情報をお伺いすることはありません。

もし、ご心配であれば、折り返しお電話をいただくことでご確認いただくことが可能です。

問 39. 暗号化できない場合は、どうすればよいのでしょうか。

(答)

暗号化できない場合は、表計算ソフト（エクセル）の機能によりパスワードを設定した上で提出するなどの方法により、情報セキュリティ確保のための手当てをお願いします。